

相模原市審議会等の在り方に関する基本指針

(趣旨)

第1条 この基本指針は、審議会等の運営の透明性を高めるとともに、市民の自主的かつ主体的な市政への参画を図り、市民と行政とのパートナーシップのもと開かれた市政の推進に寄与するため、定めるものとする。

(対象とする審議会等)

第2条 本指針の対象は、附属機関の設置に関する条例(昭和37年相模原市条例第17号)、法令又は個別条例により設置された審議会等(以下「審議会等」という。)とする。

(審議会等の必要性の検討)

第3条 審議会等の必要性の検討に当たっては、次の点に留意する。

- (1) 既設の審議会等については、開催回数が年1回以下の審議会等の見直しを行い、廃止又は随時の設置を検討する。ただし、表彰対象者の選考を目的とした審議会等など、本来開催回数が年1回程度のもは、この限りでない。
- (2) 審議会等を新設する場合には、設置目的の類似する審議会等の設置を防ぐため、十分検討の上行うものとし、所掌事務をできるだけ広範囲のものとし、必要に応じ、部会等を設置して運営できるものは、既設の審議会等を活用する。

(開かれた市政の推進)

第4条 審議会等は、次の事項に留意し、開かれた市政の推進を図るものとする。

- (1) 会議は、原則として、公開するものとする。ただし、相模原市審議会等公開基準(平成10年10月15日施行)に規定する場合は、この限りでない。
- (2) 審議会等の設置目的、性格等を十分勘案した上で、委員の公募制の導入に努めるものとする。

(委員の構成等)

第5条 審議会等の委員の選任に当たっては、次の事項に留意するものとする。

- (1) 委員の数は、原則として、20人以下とする。ただし、法令に定めがある場合又はその他特別の事情があると認められる場合は、この限りでない。
- (2) 委員を再任する場合は、原則として、その在任期間が引き続き10年を超えないものとする。ただし、市の特別職及び専門的な知識、経験等を有するものであって他の者に代え難い場合など特別な事情がある場合は、この限りでない。
- (3) 審議会等の委員構成にあつては、さがみはら男女共同参画推進条例(平成1

6年相模原市条例第1号)の規定に基づき、男女のいずれか一方の委員の数が委員総数の10分の4未満とならないよう努めなければならない。

(4) 審議会等の兼職数は、原則として、3審議会等以内とする。ただし、市の特別職については、この限りでない。

(5) 法令、条例等に特別の定めがある場合を除き、原則として、一般職の職員は審議会等の委員に選任しないものとする。

(任意的な協議会等)

第6条 要綱等で任意に設置した協議会等の在り方については、設置目的や性格等を十分検討の上、必要に応じ、本指針に準じて行うものとする。

附 則

この指針は、平成10年10月15日から施行する。

附 則

この指針は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この指針は、平成21年4月1日から施行する。